

静岡県特別職報酬等審議会会議録

日 時	令和6年11月12日（火） 14時00分から 15時29分まで
場 所	県庁別館9階 第1特別会議室
出席者 職・氏名	<p>委 員（敬称略 50音順）</p> <p>今泉 竜 （日本労働組合総連合会静岡県連合会事務局長）</p> <p>岩崎 康江 （静岡県地域女性団体連絡協議会会長）</p> <p>岸田 裕之 （静岡県商工会議所連合会会長）</p> <p>三枝 幸文 （学校法人新静岡学園理事）</p> <p>柴田 久 （静岡県経営者協会会長）</p> <p>田形 和幸 （静岡県信用金庫協会会長）</p> <p>立石 雅世 （弁護士）</p> <p>増田 恭子 （静岡県商店街振興組合連合会理事長）</p> <p>望月 美可 （静岡県生活協同組合連合会常務理事）</p> <p>事務局 副知事、経営管理部次長、経営管理部参事、人事課長 以下人事課職員</p>
議 題	特別職職員の報酬等について
配布資料	別添のとおり

1 審議事項

- (1) 会長選出等
- (2) 特別職職員の給料・報酬及び期末手当について
- (3) 特別職職員の退職手当について

2 審議内容（要約）

- (1) 会長選出等
 - ・ 委員の互選により、学校法人新静岡学園理事 三枝 幸文氏が会長となった。
 - ・ 会長の指名により、静岡県商店街振興組合連合会理事長 増田 恭子氏が会長職務代理者となった。
- (2) 特別職職員の給料・報酬及び期末手当について

ア 審議結果

① 給料・報酬

令和4年度から令和6年度までの一般職職員の公民較差率の累積分3.69%を基本に、以下のとおり給料・報酬の月額を引き上げることで意見が集約された。

<給料・報酬の改定額>

	現行の月額	改定後の月額	引上げ額	引上げ率
知事	1,301,000円	1,349,000円	48,000円	3.69%
副知事	1,063,000円	1,102,000円	39,000円	3.67%
教育長	824,000円	854,000円	30,000円	3.64%
議長	1,023,000円	1,061,000円	38,000円	3.71%
副議長	904,000円	937,000円	33,000円	3.65%
議員	834,000円	865,000円	31,000円	3.72%
その他の常勤特別職	745,000円	772,000円	27,000円	3.62%

※引上げ額は、現行の月額に3.69%を乗じ、千円未満の端数を四捨五入する。

② 期末手当

国の特別職に合わせて改定することで意見が集約された。

イ 理由等

- ・給料・報酬については、一般職職員の給料の改定状況及び期末手当や退職手当を含めた一任期中の総支給額の観点から検討を行った結果、前記の額とすることが適当である。
- ・期末手当については、平成18年度以降、国の特別職職員と同じ制度としていることから、引き続き、国の特別職職員の支給月数及び実施時期に合わせて改定することが適当である。
- ・教育長については、改定後においても、他の特別職と比べると、一任期中の総支給額の全国順位がやや劣後していることから、今後、教育長の給与水準について検討していくことも必要である。

(3) 特別職職員の退職手当について

ア 審議結果

現行の支給率を据え置くことで意見が集約された。

イ 理由等

- ・本県の特別職職員の一任期中の総支給額は、本県と財政力や財政規模が類似する他の都道府県と比べて適正な水準にあるため、現行の支給率を据え置くことが適当である。
- ・知事の一任期中の総支給額は適正な水準であるものの、給料の全国順位が低くなっている一方、退職手当の全国順位が高くなっており、アンバランスな状況であることから、今後、他の特別職職員も含めて、給料と退職手当のバランスについて検討を行うことも必要である。

(4) 答申の取扱い

答申の文面については会長に一任され、取りまとめられることとなった。